

知ってくださいマイナンバーのこと



マイナちゃん

問▶市民課(☎71)2221)

通知カードに関するQ & A

Q 通知カードを受け取っていません。どうすればよいでしょうか？

A. 安城市に住んでいる人への通知カードの配達は、昨年12月にいったん完了しました。保管期間経過等により郵便局から市役所に返送された通知カードは、市役所で保管しています。まだ通知カードを受け取っていない人は至急、市民課へ連絡してください。



通知カード

●受付時間

(月)～(金)：午前8時30分～午後5時15分

(土)：午前8時30分～正午

※いずれも(祝)を除く。

●その他 住民票の住所以外に居住している人は、病院への入院や施設への入所などやむを得ない理由を除き、お住まいの住所への変更手続きをお願いします

Q 通知カードを紛失した、または盗難に遭った場合、どうすればよいでしょうか？

A. 自宅内での紛失の場合、市民課窓口へ通知カード紛失届を提出してください。それ以外の場合は、まず警察へ届出し、受理番号を控えたうえで、市民課へ紛失届を提出してください。

通知カードの再交付を希望する人は、合わせて再交付申請書も提出してください。(通知カードの再交付には500円の手数料が必要です)

紛失届・再交付申請書は市民課・市公式ウェブサイトで配布しています。

個人番号カードに関するお知らせ

個人番号カードを交付します

個人番号カードを申請した人には、交付準備ができ次第、個人番号カード交付通知書を郵送します。

交付通知書と通知カード、住基カード(ある人のみ)、本人確認書類(下記参照)を持参のうえ、本人が市民課まで受け取りに来てください。交付通知書は個人番号カード受け取りの際に必要となりますので、紛失しないよう注意してください。また、郵便局の転送サービスを利用している場合、交付通知書は転送されません。事前に市民課まで連絡してください。



個人番号カード

個人番号カードの受け取りに関する注意事項

病気や身体の障害などやむを得ない理由を除き、個人番号カードの受け取りは本人のみとなります。15歳未満の人や成年被後見人は、法定代理人が個人番号カードを受け取ることとなりますが、本人も必ず一緒に市民課へ出向いてください。

詳細は、市民課へ問い合わせてください。

＝＜本人確認書類＞＝

いずれも有効期間内のもの

- 1点のみで可 運転免許証、旅券(パスポート)、住民基本台帳カード(顔写真付き)、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)など
- 2点必要なもの 健康保険証、各種医療受給者証、介護保険証、年金手帳、社員証、学生証など(いずれも氏名・生年月日または氏名・住所が記載してあるものに限る)

お忘れなく

住所や氏名などが変わった場合は、通知カード・個人番号カードの記載変更の手続きが必要です

住所異動(転入・転居)や戸籍の届出の際は、通知カードまたは個人番号カードを必ず持参してください。

個人番号カードの申請をしていない人には、合わせて住所などを変更した個人番号カード交付申請書も渡します。変更前の申請書は使わないでください。

通知カードまたは個人番号カードの記載変更が済んでいない人は、市民課で変更手続きをお願いします。